教団新報

## 


$\qquad$




暑








360 名余が出席し開会礼拝
漛树後稪䨐公
科
$\qquad$浩㒂番奇俊容

票首

|  <br>  |
| :---: |
|  |  |
|  |





$$
\begin{aligned}
& \begin{array}{c}
34 \\
\text { 回㾍 } \\
\text { 総 } \\
\text { 会 } \\
\text { 来 } \\
7 \\
7 \\
\text { 回連 } \\
\text { 続 }
\end{array}
\end{aligned}
$$




## 【教 職 常 議 員】

保 科 隆（東北）204票藤 掛 順－（神奈川）200票高 橋 潤（中部）193票岡村 恒（大阪）192票真 壁 巌（西東京）192票宮 本 義 弘（東海）191票横山良樹（中部）191票東 野 尚 志（関東）190 票 © 大 友 英 樹（東京）188 票川﨑 善 三（兵庫）188票小 橋 孝－（東京） 188 票篠 浦千史（四国）184票田中かおる（関東）183票松 井 睦（東京）165票

## 【信徒常議員

望 月 克 仁（神奈川）201票鈴木功男（東京）199票佐久間文雄（関東）198票稲松義人（東海）195票遠藤道雄（東北）195票野村敏彦（中部）195票奥山盾夫（東京）190票中嶌曉彦（西東京）190票八嶋由里子（東海）189票中 川 義 幸（西東京）189票井田昌之（西東京）186票物 井 惠－（東京）185票豊川昭夫（関東）178票
＊得票順（○は新議員，無印は再選）


規則改訂を説明梅崎九州教区議長

$\qquad$

|  |
| :---: |



## 



育竞

惑






 ぞ決
れ
32
3
5
5
号
号
第義 ら
た
た
挙
手
に
茂分
ち
の
自
己
検
証
が員
芳
決
定
吉
る
气
に









賛否の討議に聞き議決


教 団 新 報報 2016年11月26日


来賓の方々から祝意が述べられる
教
 に
向
き
合
和
蟹
感
求



 $\qquad$
韓長
基
督
耆
枚
P



守福
委
祈
つ
私
挑
5
0
挨
拶


解
た
た
あ
祈
$\emptyset$
た
た
！ せた
国に
家量
間教
癒
し
し
和畣

城 $\ldots$ 兴．．．．䫏







大
統
合
イ
イ
ス
ス
教
長
老
会


 つ
い
る
る
し
の
教
総
会






 | 虫 |
| :--- |
| 会 |
| 4 |
| 族 |
| 群 |
| 区 |
| 会 |





$\qquad$




$\qquad$


$\qquad$

 に漁
帰専
者
者
落
着た
い
た

 Man



















| 議案 42 号 <br> 教憲9条を改正し，伴って関連教規条項を改正する件 <br> 提案者 第66回 九州教区定期総会 <br> 議 案 <br> 現行の教憲第 9 条の規定「教師はとれをわけて，正教師 および補教師とする」は，先の大戦下に宗教団体法（1940年施行）及び同施行令の命じるとてろに従って合同前各教派が不可抗力的に採るに至った「二種教職制」を踏襲して定められた旧日本基督教団規則第207条「教師ハ之ヲ分于 テ正教師及補教師ノ二種トス」を，戦後の混乱期に充分な検討なくそのままに引き継いだ（1946年6月制定）もので あって，教会の信仰に基く内的希求ないし信仰的決断に発 した定めではない。従って，第40回日本基督教団総会は，先の戦時下に犯した＂神の主権よりも国権を上位に置いた過ち＂を深く梅改め，神が与え給うた信仰の自由なる決断 において，教憲第9条を次の通り，改正し，伴って関連教規条項を改正する。 <br> 〔教憲第 9 条現行条文〕 <br> 本教団の教師は，神に召され正規の手続きを経て献身した者とする。 <br> 教師はとれをわけて，正教師および補教師とする。 <br> 正教師は按手礼を領した者，補教師は伝道の准允を受けた | 者とする。 <br> 〔教憲第9 条改正条文〕 <br> 本教団の教師は，神に召され正規の手続きを経て献身し，按手礼を領した者とする。 <br> 上の改正に伴って，関連する教規の条項を次の通りに改正する。 <br> ［教規第103条現行条文〕 <br> 教会担任教師が正教師であるときは牧師，補教師である ときは伝道師という。 <br> 〔教規第103条改正条文〕 <br> 教会担任教師を牧師という。 <br> 〔教規第104条現行条文〕 <br> 教会担任教師は，次の教務を執行する。 <br> ただし，伝道師は，第2号の教務を執行することができない。 <br> （1）礼拝，伝道および信徒の信仰指導 <br> （2）聖礼典の執行 <br> （3）結婚式，葬式その他の儀式 <br> 〔教規第104条改正条文〕 <br> 教会担任教師は，次の教務を執行する。 <br> （1）礼拝，伝道および信徒の信仰指導 <br> （2）聖礼典の執行 <br> （3）結婚式，葬式その他の儀式 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |

